

職員の懲戒処分等について

山武市教育委員会は、地方公務員法及び山武市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づき、平成 31 年 1 月 21 日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いました。

記

1 処分対象者

教育部 主査補 男性 40 歳代

2 処分内容

停職 6 月

3 処分事実

盗撮行為

処分対象者は、女性職員が更衣用で使用する室内で盗撮行為を行い平成 30 年 7 月 25 日に山武警察署に逮捕された。同年 12 月 27 日、建造物侵入、軽犯罪法違反の罪で略式起訴され、平成 31 年 1 月 8 日付けで罰金 10 万円の略式命令を受けた。

4 処分の根拠

【懲戒処分の適用条項】

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号

5 管理監督者の処分（平成 31 年 1 月 21 日付け）

教育部課長級職員 厳重注意